

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) **工事名**
給排水・空調配管改修工事
- (2) **仕様等**
仕様書による
- (3) **契約期間**
契約締結日から令和11年3月31日まで
- (4) **履行場所**
大阪府大阪市城東区森之宮1丁目6番50号
地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター
- (5) **入札手続き**
本入札は、郵送(書留郵便)により参加申請書類及び入札書等の提出を行う。

2 問い合わせ先

〒536-8553 大阪府大阪市城東区森之宮1丁目6番50号
地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 総務部
TEL: 06-6963-8004 電子メールアドレス: nyusatsu@orist.jp

3 入札参加資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- (7) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (9) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所及び大阪府並びに大阪市との契約において、入札談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。
- (10) 管工事について、建設業法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を有すること。
- (11) 給排水・空調配管の改修工事について、平成 28 年 4 月 1 日からこの公告の日までの間に、契約を締結して履行を完了した実績を有していること。
- (12) 監理技術者及び主任技術者（管工事）をそれぞれ 1 名ずつ配置できること。監理技術者及び主任技術者は受託者と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、監理技術者／主任技術者となり得る国家資格を有する者であること。
- (13) 管工事について、一般競争入札開札日に有効な建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、一般競争入札参加申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該条件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を入札執行の日までに受ける見込みであること。
- (14) 大阪府建設工事入札参加登録業種資格者名簿中、管工事（等級 A 以上）に登録をされている者であること。
なお、その登録をされていない者であって、本件入札に参加を希望する者は、次により資格審査を申請することができる。
ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目
大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ
TEL 06-6944-6644
イ 申請の方法
詳細は、大阪府電子調達システムの説明による。
- (15) 施設見学会を 4 (6) のとおり実施するので、入札参加者は必ず参加すること。

4 入札参加資格審査申請書類の提出期間、提出先及び入札説明書、契約条項等を示す場所

(1) 入札参加資格審査申請書類の交付方法及び交付期間

ア 交付方法

（地独）大阪産業技術研究所のホームページ（森之宮センター）に掲載するので、そちらからダウンロードすること。（<https://orist.jp/>）

イ 交付期間

令和 8 年 9 月 30 日から令和 8 年 10 月 19 日まで

(2) 入札参加資格審査申請書類の提出期間、提出場所等

ア 提出期間

令和 8 年 9 月 3 0 日から令和 8 年 1 0 月 1 9 日午後 5 時までに必着のこと。

イ 提出場所

すべての書類は、次のところに提出すること。

〒536-8553 大阪府大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 5 0 号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター

総務部（1 階） TEL 06-6963-8004

(3) 申請に必要な書類

ア 「一般競争入札参加資格審査申請書」（1－1）

イ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」

ウ 「契約実績調書（1－2）」及び次のいずれか

（ア）契約書（発注書及び請書でも可）及び仕様書・図面（業務内容がわかる部分）の写し

（イ）「契約実績に係る証明書（1－4）」及び仕様書・図面（業務内容がわかる部分）の写し

エ 「配置予定技術者調書」（1－3）及び次の書類

（ア）監理技術者／主任技術者となり得る国家資格の写し

（イ）監理技術者／主任技術者各人について受託者と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有することを示す書類の写し

オ 委任状（1－5）

ただし、代表者と申請者が異なる場合のみ必要とし、入札時のみにおける代理人の選任についてはこれに該当しない。

(4) 提出方法

郵送（書留郵便）により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

(5) 審査結果の通知

入札参加資格の結果通知は、令和 8 年 1 0 月 3 0 日付けで、申請者に対し電子メールにて通知する。

(6) 施設見学会及び設計図書等の交付等

施設見学会を下記のとおり実施するので、入札参加者は必ず申し込むこと。また、施設見学会にて、特記仕様書、設計図書（以下「設計図書等」という。）を交付するので、「入札関係資料借用書」（1－6）を持参し配布を受けること。

ア 申込期間

配布希望日の 3 営業日前の午後 4 時まで

イ 連絡先

総務部 入札担当 電子メールアドレス：nyusatsu@orist.jp

ウ 申込方法

件名を「施設見学」とし、①会社名 ②来所予定者氏名③メールアドレス ④電話番号 ⑤希望の日程（配布日程より選択）を明記の上、上記申込先の電子メールアドレスあてに送信すること。

なお、保安上の理由により希望の配布日時に沿えない場合は、候補日時の再提示を依頼する場合がある。

エ 開催日程

令和 8 年 1 0 月 6 日～令和 8 年 1 0 月 1 6 日

午前 1 0 時～午後 4 時（所要時間 3 0 分程度）

オ その他

設計図書等は本入札の積算及び見積もり以外の目的で使用してはならない。交付された設計図書等は入札日までに返却すること。

(7) 入札に関する質問と回答

仕様内容等について質問がある場合は、「質問書」（1－6）を添付した電子

メールにより、令和8年10月19日午後5時00分までに「2 問い合わせ先」まで提出すること。

なお、回答は入札参加資格を有する者に対し電子メールにて令和8年10月30日に回答する。それ以外での方法での問い合わせには一切応じない。

5 入札の日時及び場所等

(1) 日時

令和8年11月20日 午前10時00分

(2) 場所

大阪府大阪市城東区森之宮1丁目6番50号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 4階小講堂

(3) 入札書及び、工事費内訳書（以下「入札書等」）の提出

ア 提出期間

令和8年11月11日午後5時までに必着とする。

イ 提出場所

大阪府大阪市城東区森之宮1-6-50

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 総務部

ウ 提出方法

郵送（書留郵便）により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

エ 提出書類※入札書等は封かんしなければならない。

（ア）「入札書」（4(5)電子メールにより配布）

（イ）「一般競争入札参加資格確認結果通知書」（写）（4(5)電子メールにより通知）

（ウ）「工事費内訳書」（4(5)電子メールにより配布）

(4) 入札の結果

入札の結果は落札者に通知するとともに（地独）大阪産業技術研究所のホームページ（森之宮センター）上で公表する。[\(https://orist.jp/\)](https://orist.jp/)

(5) その他

ア 入札書等は封かんしなければならない。

イ 入札に際し、入札者は、当該入札額の根拠となる「工事費内訳書」を提出するものとする。※提出がない場合は無効とする。

ウ 入札結果についての問い合わせには、一切応じない。

エ 郵送の配達状況は、郵便局ホームページにて確認すること。

オ 郵送の事故により、入札公告等で指定した場所・期限までに入札書等が届かなかった場合、法人は一切の責めを負わない。

6 入札方法等

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 本工事の入札は、あらかじめ最低制限価格を公表して行う。予定価格は公表しない。

ア 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

＝非公表

イ 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

＝ 4 5 2 , 9 9 4 , 0 0 0 円（税抜）

- (3) 6 (2) の予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき価格と同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この時、入札立会人が該当していればその者がくじを引き、該当しない場合は当該入札事務に関係のない法人職員にくじを引かせて落札者を決定する。

7 開札の立会及び傍聴

- (1) 開札は入札参加者からあらかじめ法人が選定した入札立会人2者と6 (3) の当該入札事務に関係のない法人職員の立会の上行う。
- (2) 入札立会人の選定は非公開とする。
- (3) 入札立会人は、入札参加者の中から2者選定する。なお、選定は非公開とする。
- (4) 入札参加者は開札を傍聴することができる。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨

- (2) 入札保証金

入札保証金は、地方独立法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第9条の規定に該当する場合は免除とする。

- (3) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供を持って契約保証金の納付に代えることができる。

法人が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する、金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

イ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(ア) 落札者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき

(イ) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約（保険金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき。

- (4) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、地方独立行政法人大阪産業技術研究所により入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時において3に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第11条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書

を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

(6) 契約書等に関する事項

ア 契約書を作成する。

イ 開札の日から契約締結の日までの期間において、(7)に該当した者とは契約をせず、(イ)又は(ウ)に該当した者と契約を締結しないことがある。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

(イ) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(ウ) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所及び大阪府並びに大阪市との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者

ウ イ(7)から(ウ)までにより、契約を締結しなくても地方独立行政法人大阪産業技術研究所は一切の責めを負わないものとする。

エ 落札者が契約を締結しないとき、又はイ(7)から(ウ)までのいずれかにより地方独立行政法人大阪産業技術研究所が契約を締結しないときは、落札者は契約予定金額の100分の2に相当する額を地方独立行政法人大阪産業技術研究所に支払わなければならない。

(7) 誓約書の提出

地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に定める暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」(1-8)を、落札決定後速やかに提出すること。誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。

(8) 費用負担

この入札の関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(9) 遵守事項

入札参加者は、一般競争入札心得、入札説明書及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること

(10) 入札に参加できる企業形態

入札に参加できる企業形態は、単体企業であること。